

# マイナンバー制度と労務管理セミナー

『マイナンバー制度と労務管理』を当会の社会保険  
労務士が詳しく説明します！！

- \* 平成27年10月より全ての日本居住の人にマイナンバーが通知されます。
- \* 平成28年から、社会保険や税に関する行政手続きにマイナンバーの記載が不可欠となります。
- \* 個人情報の塊ともいえるマイナンバーの管理は法律により厳しく制定されており、当然就業規則や管理規定の変更が必要となります。
- \* 今回は、マイナンバー制度をいかに中小企業に導入するかについて判りやすく説明します。

- 日 時 平成27年 9月 3日 (木) 13:30~16:00
- 場 所 じばさん三重 (地場産業振興センター) 4F 視聴覚室
- 主 催 一般社団法人 三重中小企業経営者協会
- 参加申込 郵送・FAX・電話にて8月25日 (火) までにお申し込みください  
一般社団法人 三重中小企業経営者協会  
〒510-0001 四日市市八田1丁目13-17  
TEL 059-334-7807 ・ FAX 059-334-7808
- 参加費用 当協会会員は無料 (非会員3,000円/人)

..... キ リ ト リ .....

セ ミ ナ ー 参 加 申 込 書 (27.9.3マイナンバーセミナー)

事業所名		
所在地・ TEL&FAX	TEL:	FAX:
参加者氏名		

本参加申込書は個人情報保護法の規定に基づき、使用目的以外には使用しません。